

越谷市児童発達支援センター

こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援として、保護者の就労状況に関わらずにお子さんを預けることが出来る制度です。

家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会を通じてお子さんの成長発達を促します。また、こども誰でも通園制度の利用を通じて、保護者の方の孤立感や不安感に寄り添います。

利用可能日

毎週金曜日 14:00～16:00(祝日、12/29～1/3 除く)

利用時間

月10時間

対象児童

0歳6ヶ月から満3歳未満

定員

3人

利用料

1時間あたり300円

児童発達支援センターとは？

発達に支援が必要なお子さんが基本的な生活動作や知識、技能を身に付けたり、日常生活に適応しやすいように支援する施設です。保育士の他に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が療育にあたります。また、子育ての不安の軽減を図ることを目的として発達相談等をおこなっています。



問い合わせ先

越谷市児童発達支援センター

〒343-0011 越谷市増林 5827-1

TEL 048-940-5951